

議案第107号

山陽小野田市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について

山陽小野田市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年12月2日提出

山陽小野田市長 白井博文

山陽小野田市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

山陽小野田市勤労青少年ホーム条例（平成17年山陽小野田市条例第133号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条の規定により」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山陽小野田市勤労青少年ホーム条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図るため、山陽小野田市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、勤労青少年の福祉の増進と健全な育成を図るため、<u>勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）第15条の規定により</u>、山陽小野田市勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めるものとする。</p>